

岩手県監査委員告示第14号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 菊池 武利  
岩手県監査委員 谷地 信子

- 1 監査対象機関名 宮古地方振興局水産部
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成21年7月7日
  - (2) 本監査実施日 平成21年8月20日
- 3 監査結果の公表の日 平成21年10月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の入札に係る調査基準価格の設定に当たり、調査基準価格を過小に設定していたものが16件あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、関係部とも連携をとり、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	平成21年3月以降の入札においては適正な算定方法に改めている。今後とも、調査基準価格算定及び予定価格作成時における内部チェックを徹底することにより再発防止に努めるとともに、常に正しい制度の理解を図り適正な運用を行う。